事例 No. 9

多面的アセスメントに基づいた特別支援教室における指導開始判定の工夫 (杉並区の取組)

(1)基本情報(平成29年9月1日現在)

特別支援教室利用児童数	213 名
巡回指導教員数	19 名
拠点校数	4 校
巡回校数	25 校

(2)取組のポイント

学校・教育委員会・医療機関等による多面的なアセスメントの実施

学習・行動チェックリストの活用

発達検査の義務化

(3) 実際の取組

【多面的なアセスメントの実施】

本区では校内委員会、教育委員会等、医療機関等においてアセスメントを実施し、入室前判定資料として活用している。

①校内(委員会)でのアセスメント

学習・行動チェックリストを用いて行う。担任、特別支援教育コーディネーター、管理職等が協働し、対象 児童の学習及び学校生活での行動特徴を把握検討する。特に医療機関との連携がない児童は、複数の教職員が それぞれチェックリストを活用し本人の行動を多面的に分析する。次に、巡回指導教員、スクールカウンセ ラー、巡回心理士、特別支援教室専門員等が行動観察を実施し、校内委員会に参加する。その際、発達の特性 や成育歴などを丁寧に確認する。そして個別指導計画を基に年間目標及び短期目標を設定し、特別支援教室で 取り組む内容を焦点化する。その評価は在籍学級担任と巡回指導教員で行い、指導継続、支援方法変更、利用 終了について定期的に検討を重ねる。

②教育委員会等によるアセスメント

教育支援チーム等による巡回訪問時の行動観察が主となる。対象児童かどうか判断が困難な場合等に行動観察をし、特別支援教育コーディネーター等に助言する。また、利用希望者は、教育委員会特別支援教育課若しくは医療機関等で発達検査を受け、その結果を学校に提出する。発達検査は校内委員会の場で検討資料として活用するだけではなく、教育委員会への利用申請にあたり、必須のものとして位置付けている。

③医療機関等によるアセスメント

利用対象児童については、医療機関との連携を勧めているが、入室前に医療に対して保護者との合意形成が得られにくい場合、拠点校ごとの医療相談の機会を設定している。医療相談では、小児科医による児童の行動観察や児童や保護者との面接等を行っており、医療機関が関わることの必要性などを伝えることで、医療機関との連携のきっかけ作りとしている。また、特別支援教室入室後でも必要な児童・保護者に医療との連携を図るきっかけとなる機会を別途設けている。

このように、各機関において多面的にアセスメントを実施することにより、教育委員会が行う判定会の効率 化を図り、支援が必要な児童になるべく早く支援を届けることを重視している。

平成27年度までのアセスメント方法



- 2 通級担当教員による在籍校訪問・行動観察
- 3 教育委員会による発達検査
- 4 教育委員会と医療機関による医療相談
- 5 教育委員会による入級判定

平成29年度10月現在のアセスメント方法

- 1 各学校でのチェックリストを活用した行動分析
- 2 教育委員会による行動観察
- 3 教育委員会または医療機関等での発達検査
- 4 各学校での校内委員会での検討
- 5 教育委員会による入級判定
- 6 (教育委員会と医療機関による医療相談)

(4)取組の成果と今後の展開

【取組の成果】

アセスメントの実施が、特別支援教室利用対象となる児童生徒への理解及び支援につながっている。学校生活で不適応が見られる児童に対して、その言動の要因を校内委員会の場で検討することで児童理解が促進し、 具体的な方策に関わる教員相互の情報共有が進んでいる。これまでは児童生徒の情緒的な課題に対する指導内容について、医療分野からの助言に頼りがちであったが、学校での様子やその他連携機関での情報を効果的に生かしながら、各校で可能な支援について考えるきっかけとなっている。

【今後の展開】

- 巡回指導教員等を活用し、『読み書きアセスメント』等を実施することで、個々の実態をより的確に把握していく。
- 小学校でのアセスメントを含めた取組を確実に中学校へ引き継ぎ、一人一人の成長を継続的に支援する。 個別指導計画の年間目標に基づいた取組の内容と評価を含めた情報も中学校と共有する。
- 特別支援教室に関わる業務を見直し、校内委員会での検討事項を明確化し、必要書類の精選を行う。多面的なアセスメントを継続しながら、必要な検討時間を捻出できるようモデル事例等も紹介していく。
- 医療との連携をより充実させていくために、医療相談の効果的な実施方法を引き続き検討する。

【指導開始判定、指導終了判定について】

事例No. 10

指導開始判定・終了判定の工夫(目黒区の取組)

(1)基本情報(平成29年9月1日現在) 特別支援教室利用児童数 273名 巡回指導教員数 27名 拠点校数 7校 巡回校数 15 校

(2) 取組のポイント

心理士の活用

発達検査を必須としたこと

毎年の定期的なアセスメント

(3)実際の取組

- 特別支援教室の設置に伴い発達障害等の疑いがある児童も対象となったことから、特別支援教室の利用申請には、発達検査の実施、及び巡回指導教員や心理士(教育支援課所属の区非常勤職員)による十分な行動観察を必須とすることとした。(別紙1)
- 巡回指導教員は、校内委員会での検討前に、特別支援教室専門員の協力を得ながら、通常の学級での授業中に当該児童の行動観察を十分行い、利用申請を決める校内委員会には必ず出席して、当該児童に必要な支援の手立てについて意見を述べることとした。
- 心理士は、専門的見地から特別支援教室利用支援委員会の開催前に、当該児童の行動観察を行うよう位置付けた(実際には、特別支援教育支援員配置のための行動観察を既に行っていることが多く、特別支援教室の利用申請後に行うことは少なかった。)。
- 特別支援教室の申請に当たっては、在籍学級内での実態把握のほかに、発達検査を必須とした。検査は WISC-IVを原則としながらも、児童の実態に応じて、K-ABCII等の検査を用いることを可とした。
- 特別支援教室の利用については、年4回の特別支援教室利用支援委員会で利用の承認・不承認を決定することとした。委員会開催時には、特別支援教室を利用しようとする児童と保護者の面接を行い、面接結果と、申請時に提出された資料に基づき審議を行うこととした。

○ 毎年1回、11月に特別支援教室を利用している全ての児童について指導の振り返りを行い、指導により指導開始当初の課題が改善・克服した等の理由により退級が望ましい児童については、指導終了の届出を行い、次年度も指導を続ける児童については、指導延長の届を在籍校から提出することとした。 (別紙2-1、別紙2-2)

(4)取組の成果と今後の展開

- 事前に十分な行動観察を行うことによって、特別支援教室を利用しようとする児童の特性をあらかじめ 把握することができた。
- 今後も、児童の実態を適切に把握し、特別支援教室利用支援委員会において指導開始の判定を行っていく。また、今後は特別支援教室利用支援委員会における利用の審議の際には、指導開始当初の課題を明確にし、指導の終了(退級)に向けた目標や特別支援教室における指導時数、指導内容についてあらかじめ検討し、指導につなげる。

目教指第4283号 平成29年6月20日

各 小学校長 あて 中学校長 あて

教育支援課長

特別支援教室利用の流れの変更について

平成29年度の特別支援教室における指導開始の流れは、以下のとおりとする。

1 指導開始の流れ

ステップ1

巡回校における保護者との面談

学校は保護者と面談し、巡回校における学習上・生活上で困難な状況があるため、特別支援教育支援員の配置や特別支援教室の利用など、特別な支援が必要なことや発達検査(WISC-IVほか)の受検について同意を得る。

ステップ 2

発達検査の実施

対象となる児童・生徒の知能の水準と発達の特性を知るため、発達検査(WISC-IV注1参照)を実施する。

- ○保護者から直接、教育支援課特別支援教育専門員あてに申し込む。
- ○検査結果は、保護者にフィードバックし た後、保護者から在籍校へ写しを渡す。

ステップ2

巡回指導教員による行動観察

発達検査の実施と併行して、対象となる児童・生 徒の在籍学級の様子について、拠点校の巡回指導教 員による行動観察を行う。

- ○小学校では、特別支援教室専門員による事前の行動観察を充分に行う。
- ○行動観察は、実態把握表(様式1)を使用するほか、ASA 旭出式社会適応スキル検査や LDI-R LD 判断のための調査票等を使用し、心理士(教育支援課特別支援教育専門員)に集計や分析、保護者へのフィードバックを依頼することもできる。

ステップ3

校内委員会での検討、教育支援課への申込

「児童/生徒実態把握表」(様式1) や様々な発達検査結果、在籍学級における学習 状況・行動観察記録等をもとに特別支援教育支援員の配置が必要か、特別支援教室 の指導も必要か、特別支援教室の利用を申請する場合は、対象児童・生徒であるこ と、あるいは特別支援教室の対象となる程度でないことの確認について、校内委員 会において検討する。

特別支援教室の対象児童・生徒であると判断される場合は、保護者との面談のうえ、「児童/生徒実態把握表(提出用)」(様式1、学校記載)「目黒区特別支援教室指導依頼書」(様式2、学校記載)「目黒区特別支援教室利用申込票」(様式3、保護者記載)「株別支援教室利用申込票」(様式3、保護者記載)「株別支援教室利用申込票」(様式4、学校が保護者)(関本版教室利用申込票)を、教

「特別支援教室利用申請面接票」(様式4、学校が保護者に聞き取りのうえ記載)を、教育支援課に提出する。

*資料を教育支援課に提出する際は、写しを在籍校に保管しておいてください。

ステップ4

心理士(特別支援教育専門員)による巡回

特別支援教室の利用の申請があり、これまで心理士による行動観察を行っていなかった児童・生徒については、就学相談員及び特別支援教育専門員(主任、心理士)による行動観察を行う。



ステップ5

特別支援教室利用支援委員会の開催

学校長、巡回指導教員、教育委員会事務局で構成する「特別支援教室利用支援委員会」を開催し、特別支援教室の利用を希望する児童・生徒及び保護者との面談を行い、これまでの資料と合わせ、特別支援教室の指導を開始するかどうかを判定する。



ステップ6

特別支援教室利用にかかる承認・不承認通知の発送

特別支援教室利用支援委員会の結果については、10日後以内を目安に、保護者 宛に電話で連絡する。

- ○電話連絡後、拠点校・在籍校あてに、利用支援委員会での審議内容を記載した学校別審議結果一覧表と、結果通知「特別支援教室の利用について(通知)」(様式10)を交換便で送付する。
- ○拠点校あてには、利用申請時の資料原本を送付する。(在籍校には申請時の資料の控えがあるため)
- ○保護者あての結果通知は在籍校あてに送付し、在籍学級を通じて保護者に渡す。
- ○利用不承認や条件付きの承認の場合は、教育支援課から保護者あてにていねいに 説明するが、ケースによっては、在籍校と教育委員会が同席して説明を要する場合 もある。



ステップ7

特別支援教室での指導開始

結果通知を送付し、拠点校によるインテークを実施後、特別支援教室における指導を開始する。特別支援教室利用支援委員会での審議結果をもとに、巡回校から保護者に指導の説明をし、共に個別指導計画を作成する。(指導の目的、内容、開始時期、評価方法など)なお、指導の曜日・内容・時数等については、在籍学級と巡回指導教員が、在籍学級での様子を行動観察のうえ、在籍校の校長が決める。

注1【発達検査の実施について】

特別支援教室の利用にあたって、発達検査は原則としてWISC-IVを使用する。ただし、以下の場合は新版K式発達検査2001や日本版 K-ABCII、田中ビネーの使用を可とする。

- (1) 帰国子女など日本語が未習得であるため、日本語版 WISC-IVを実施することができない場合
- (2) 前回のWISC-IV受検から2年を経過していない場合

以上

別紙2-1

様式14

平成 29 年度に指導を継続する児童の申請はこちらをご提出ください。

教育支援課長 あて

(文書番号) 平成 年 月 日

> 在籍校 小学校長

特別支援教室の利用延長承認について(依頼)

現在、特別支援教室を利用している児童について、校内委員会での協議の結果、利用を 延長することとしたいので、児童実態把握票等を添付し、下記のとおり教育支援課長の承 認を依頼します。

記

<次年度特別支援教室の利用を延長する児童>

番号	学年	氏	名	延長する理由
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
1 0				

◎ 対象となる児童が10名以上の場合は、この用紙をコピーしてご使用ください。

退級する児童については、利用終了 が決まり次第、実態把握表等ととも にこちらをご提出ください。

別紙2-2

様式15

目教指第 号

平成 年 月 日

教育支援課長 あて

在籍校 小学校長

特別支援教室の利用終了確認について(依頼)

現在、特別支援教室を利用している児童について、校内委員会での協議の結果、利用を終了することとしたいので、児童実態把握表等を添付し、下記のとおり特別支援教室利用支援委員会での確認を依頼します。

記

- 1 学年・氏名 学年 氏名 (男・女)
- 2 特別支援教室又は情緒障害等通級指導学級通室又は通級開始日 平成 年 月から
- 3 特別支援教室利用時間数(最終) 週 回・ 曜日・ 時間目

 このうち拠点校利用 小学校 週 回

 曜日・ 時間目

 曜日・ 時間目
- 4 終了する理由 *詳しい理由を()内に記入してください。

以上

◎ 添付資料:児童実態把握表A表・B表(提出用)、プロフィール表 *入級時より改善が図られていることをご確認ください。

【指導開始判定、指導終了判定について】

事例No. 11

特別支援教室入級時の目標設定(狛江市の取組)

(1)基本情報(平成29年9月1日現在)

特別支援教室利用児童数	178 名
巡回指導教員数	17 名
拠点校数	3 校
巡回校数	3 校

(2)取組のポイント

特別支援教室入級時の指導目標の設定と学期ごとの目標の見直し

年度末判定システムにより、特別支援教室の利用の見直しを行った。

(3) 実際の取組

①狛江市の入級システムの現状

狛江市の就学相談では、特別支援教室体制においても自閉症・情緒障害通級指導学級時代同様、就学相談の組織的な入級システムを取り入れている。メンバーは教育委員会、医師、臨床心理士、管理職、担任、特別支援担当で構成され、就学相談専門員の面接、発達検査(WISC-IV)、専門医診断、行動観察を行い、就学支援委員会の審査を経て特別支援教室利用へと至る経緯がある。また、特別支援教室の利用者には指導開始時に指導目標を設定し、学期ごとに目標の見直しと新たな支援目標を検討する。その結果、必要がある場合には指導時間数の見直しや通常学級での生活のみにして経過観察をしていくことになる。さらに、狛江市では年度末判定システムを取り入れ1年ごとに利用の見直しを実施している。全ての特別支援利用の児童に保護者のニーズ、在籍の校内委員会と特別支援教室のそれぞれの立場からの行動観察と課題の状況を書面にて就学支援委員会に提出し、特別支援教室の利用が適切かどうかを精査している。この年度末判定により1年ごとに退級や指導目標の見直しも検討される。

②A児の事例~高学年~

【入級時の状況と退級を目指した指導目標の設定】

保護者、在籍担任からの黒板を写すことができない等書字の課題が上がり、就学相談の専門医診断にて学習障害の疑いで、就学支援委員会を経て、特別支援教室(巡回校)の利用がスタートする。板書を写すことに時間が掛かり、時間内に終わらないことも多く、書いた字も自分で読み返すのに苦労する状況で漢字を覚えることに苦手意識があるため、学校生活全般に意欲の低下が見られた。個別指導からスタートで、自立活動の「障害による学習上又は生活上の困難を改善する意欲に関すること」を指導目標の中心に置いた。

【スタート時の指導内容】

書きの課題を中心に、自分に合った学習方法を考え漢字やノートテイクの課題に取り組んだ。升目の大きいノートの使用、黒板に大きく書く、水習字の活用、空間認知のトレーニング等を経て、漢字テストの結果は上がり、ノートテイクも少しの量であれば取るようになってきた。一定の成果は上げたものの、特別支援教室で学んだことを自分一人で行うまでには至らなかった。

【年度末判定システムによる指導目標の見直し】

年度末判定システム(別紙1)に基づき、担任、保護者、特別支援教室担当の支援会議や校内委員会で話合いの結果、児童の実態は書字の課題もあるが、一方的に話してしまう、状況理解が弱い、忘れ物が多い等新たな課題がクローズアップされてきた。また、本児の聞き取りから、人と比べ、できなさを感じ、自己肯定感の低さと友人関係の悩みが出てきた。そこで、特別支援教室の利用を個別のみでなく、小集団指導を取り入れ、「人間関係の形成」や「コミュニケーション」とし、特に「自己の理解と行動の調整に関すること」に力を入れるよう目標設定の見直しを行った。

④ 見直し後の指導の実際

個別では、当事者である本人と自分の困っていることを研究する形で学習上又は生活上の困難を改善する指導を進め、そこで身に付いたことを意図的な小集団で社会性の指導、他者との関わりの基礎や感情の理解の指導を行うようにした。在籍校や保護者や専門家とも様々な話合いを経て合意形成をし、iPadを教室に持ち込み板書を写真に撮って手元で写す合理的配慮を実施することになった。巡回校には研修会を開き特別支援教室担任が説明を行い、クラスには担任の先生から説明をした。友達の反応は「心配したけれど誰にもずるいと言われなかった」と安心していた。特別支援教室の同じ課題のある児童と悩みをシェアし、個別で本人とともに作戦を立て、通常学級と特別支援教室で振り返りをして課題修正を行った。

【指導後の変容】

iPadの活用(図2)により板書を写すのが以前に比べ、楽になり消される心配がないから安心でき、疲れが減ったこと、漢字が見やすく写しやすい(拡大、色、明るさの調整)という結果となった。保護者も「明るくなり家でもやる気が出た」、在籍担任からは「授業で集中力が増した。友人関係も安定してきている」と報告があった。自分自身の苦手さを受容することへの葛藤があったが、仲間意識も育ち「僕だけじゃないんだ」と苦手さを表に出し受け入れてもらうこと、自分に合った学び方を知ったことで「自分はできない」「だから無理」から「こうすればできる」に変化していったと考える。

図2 iPadの活用



担任が撮影

本人が撮影 一番前の席

本人が撮影座席配慮なし

iPadを使用が あたりまえに

【A児のケースから】

「僕は皆が普通にできる当たり前のことができない。ぼくってバカなのかな?」と特別支援担当に話していた児童が同じ困難さや課題を持つ仲間たちとの活動を通じて、自己理解を深め、他者との関わりを学ぶ中で、自己に合った学びの方法を獲得していったケースである。表に現れる書字の課題が当初の指導目標になっていたが、年度末判定システムを利用した保護者や本人、在籍校担任や在籍校の校内委員会との組織的な連携により、児童の実態把握を図ることができ、児童の変容につながったと考える。

(4)取組の成果と今後の展開

入級時に設定した指導目標を基に、定期的に目標を見直したり、年度末判定システムにより年度末に退級の検討を行う機会があることで、より児童の実態に応じた目標設定や利用の方法を検討し、特別支援教室のみでなく在籍校の校内委員会も入り、組織的に見直すことができるという点が成果である。入級時は、見えやすい学習障害等読み書きが課題として上がったとしても、社会性の課題が裏にあるケースが多くある。個別だけでなく、合理的配慮を進める過程でも自己を理解し、援助要請等を行う上で、小集団による指導の必要性を感じるケースも多くある。社会性の課題へのアプローチや自己を理解するには、他者の存在が不可欠である。同様な課題を持つ仲間との学びの場を提供することは、特別支援教室体制になっても大切である。今後は、経験年数の少ない教員が増える中、外部の専門家とつながり、チームとして組織的なシステムを構築していくということ、将来を見据えた研修システムにより専門性を高めていく取組も必要だと感じている。

別紙1

特別支援教室 利用について (保護者記入用紙)

児		狛 江 市 立 狛 江 第 三 小 学 校				年	組	
児童氏名		ひまねり数字	入級日	平成	年	月	日	
名		ひまわり教室	これまで の判定	特別支援	教室	利用	が適切	学
	特別支援教室 利用にあたっての、本児の課題(個別の教育支援計画等で確認した内容)							記
								入

年度末にあたり、お子さんの課題改善の様子を確かめ、お子さんのより良い成長につなげていくために、次年度以降の特別支援教室利用を継続するか、終了するか、 または他の方法を考えるかなどを判断していきたいと思います。

この用紙を活用し、保護者と学校とで、次年度の支援体制の共通認識をもち、就学支援委員会を経て特別支援教室の継続等を決定します。

必要に応じ、発達検査等の資料の提出をお願いする場合があります。

※ 以下を記入し、学級担任に提出してください。

狛江市教育委員会

1.	呆護	者名	記入日	平成	年	月	日	
教	育才	長員会から連絡を受けるときの電話番号		_		_		
番	番号にOを付けてください。							
	1	まだ課題の改善が図られていないので、特別	支援教室利	用を継続	したい	0		
	2	おおむね課題の改善が図られたので、特別支	援教室利用	月を終了(追	退級)し	たい。		
	3 課題の改善が困難なので、特別支援教室以外の方法を考えている。()	
	4 学校の面談や就学支援委員会の審議結果を聞いて判断したい。							
5 その他()		
お	子さ	んの様子や保護者のご意見などを記入してくた	ださい。(無言	己入でもか	まいま	せん)		

提出締切 平成30年月日()

特別支援教室利用児童について 年度末判定のための行動観察記録

児	狛 江 市 立 狛 江	第 三 小 学 校		年 組	
児 童 氏 名		入級日 ³	平成 年	月 日	
	ひまわり教室	現在 特 5 の判定	引支援教	室利用が過	適切
│ 特別支援教室 利用にあた ○ 特別支援教室 利用にあた	<u>っての、本児の課題(</u>	個別の教育支援計	·画等で確認	思した内容)	
教育委員会が家庭に連絡する時の)電話番号				
保護者意向 1 まだ課	題の改善が図られてい	ハないので、特別え	を援教室の	利用を継続	
転学、その他の具体	本的内容				
校内委員会	Γ/				
狛江市立狛江第三小学校 記入者		記入日	平成	年 月	日
1 まだ課題の改善が図られていないので、特別		選切 保護者と	も通理解がて	きている	
3転学、4その他 の 具体的内容					
教育委員会による保護者面談し	こついて 1 できるだ	け面談をして欲しし	١,		
伝えて欲しい内容、接し方など	<u> </u>				
特別支援教室担当					
新江市立狛江第三小学校 ひまわり教室	担当	記入日	平成	年 月	日
1 まだ課題の改善が図られていないので、特別	支援教室の利用の継続が	通切 保護者と	共通理解がで	ぎきている	
3転学、4その他 の 具体的内容					
行動観察記録(判断の根拠、新たな課題、 話合いの進捗状況、今後の見通し等	現在の指導	侍数(週当たり) ・個5	別指導 時間	引、•集団指	尊 時間
※ 保護者記入用紙から意向を転記し、学経	8.担任•特别支援数室担当	の両者の記入後、数章	5委員会に送付	けしてください。	3(転学)及

※ 保護者記入用紙から意向を転記し、学級担任・特別支援教室担当の両者の記入後、教育委員会に送付してください。3(転学)及び意向に相違がある場合は、以下を添付してください。また、判定を変更するには、長期的に連携が必要です。

◇保護者記入用紙 ◇資料が必要な場合は、最近の発達検査、行動観察の詳細等

- ※ 観察記録(学級担任・特別支援教室指導担当)は、2(退級) または3(転学) を選んだ場合に、その根拠を記入してください。
- ※ 退級の共通認識が、保護者との間でとれた場合は、別途、「特別支援教室終了相談申請書」を保護者に記入していただき、学校確認欄を記入し、教育委員会に送付してください。 (提出締切:平成29年12月28日)